

令和2年12月17日

各高齢者施設・住まい } 管理者様  
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について（通知）

このことについて、令和2年12月14日付けで厚生労働省老健局高齢者支援課長他から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要であることから、今般、その策定を支援するため、国事務連絡のとおり介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等がとりまとめられました。

なお、現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、感染症や災害が発生した場合における業務継続に向けた計画の策定などを義務づける方向で議論されているところです。（全サービス対象、3年の経過措置期間が設けられる予定）。

各介護施設・事業所においては、このガイドラインを参考に取組を進めていただくようお願いいたします。

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

#### 【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

#### 【神奈川県ホームページ】

「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ 笹井 (内線 4855)

保健・居住施設グループ 戸塚 (内線 4857)

在宅サービスグループ 永田 (内線 4824)